

社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会
本州・九州連携小委員会運営規則（案）

本州・九州連携小委員会の運営については、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会運営規則に規定するもののほか、下記によるものとする。

- 1 小委員会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 その他、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、委員長が随時定める。

附 則

本規則は、令和8年 月 日から施行する。